

個④048 転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書 (様式中アンダーライン省略)

税務署受付印

転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書

納税地	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)		
_____ 税務署長	(TEL - -)		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は書いてください。		
_____ 年 ____ 月 ____ 日提出	(TEL - -)		
フリガナ名	生年月日	大正	昭和
_____ 氏	____ 年 ____ 月 ____ 日	____ 年 ____ 月 ____ 日	____ 年 ____ 月 ____ 日
職 業	フリガナ屋号		

平成 ____ 年分の租税特別措置法第28条の3第2項に規定する転廃業助成金の金額について、同条第3項の課税の特例の適用を受けたいので、下記の事業用固定資産の取得(改良)価額の見積額等の承認を申請します。

1 転廃業助成金に関する事項 (減価補填金は、書く必要はありません。)

助成金の名称	年月日号	年月日号	年月日号
区分			
大臣告示年月日、番号	年 月 日 号	年 月 日 号	年 月 日 号
助成金の交付年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
助成金の支払者(名称)			
助成金の額	円	円	円

2 取得(改良)予定事業用固定資産に関する事項

取得資産の種類	数量(土地、建物は面積(m ²))	用途	見積価額	取得(改良)予定年月日
区分				
数量(土地、建物は面積(m ²))				
用途				
見積価額	円	円	円	円
取得(改良)予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

3 付記事項 (租税特別措置法施行令第18条の6第6項に該当する場合には、その旨その他必要事項を書いてください。)

関与税理士	税務署	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
(TEL - -)								
				通信日付印の年月日		確認印		
				年 月 日				

個④048 転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書 (兼) 承認書 (様式中アンダーライン省略)

		通信日付印の年月日		確認印	
		年 月 日		年 月 日	
		総括官	担当者	一連番号	
起案	...				
決裁	...				

転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書

住所 〒 _____ 税務署長 (又は事業所、事務所、居所など) _____

____ 年 ____ 月 ____ 日提出 氏名 _____ 電話番号 _____

○この承認申請書に、転廃業助成金等の交付決定通知書(又はその写し)(国や地方公共団体以外の交付団体から助成金を受けている場合には、交付決定通知書のほか、交付団体が交付したことを証する書類)を添付してください。

平成 ____ 年分の租税特別措置法第28条の3第2項に規定する転廃業助成金の金額について、同条第3項の課税の特例の適用を受けたいので、下記の事業用固定資産の取得(改良)価額の見積額等の承認申請をいたします。

1 転廃業助成金に関する事項 (減価補てん金は、書く必要はありません。)

助成金の名称	年月日号	年月日号	年月日号
区分			
大臣告示年月日、番号	年 月 日 号	年 月 日 号	年 月 日 号
助成金の交付年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
助成金の支払者(名称)			
助成金の額	円	円	円

2 取得(改良)予定事業用固定資産に関する事項

取得資産の種類	数量(土地、建物は面積(m ²))	用途	見積価額	取得(改良)予定年月日
区分				
数量(土地、建物は面積(m ²))				
用途				
見積価額	円	円	円	円
取得(改良)予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

○種類は、土地、借地権、建物、構築物、車両、船舶などと書きます。
○用途は、店舗用、事務所用、工場用、貸家用、農業用、漁業用などと書きます。

3 付記事項 (租税特別措置法施行令第18条の4第6項第1号又は第2号に該当する場合には、その旨その他必要事項を書いてください。)

切取らないでください。(下の欄には記入しないでください。)

平成 ____ 年分の転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請に対する承認書

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

殿 _____ 税務署長 _____ 印

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日付で申請のありました事業用固定資産の取得(改良)価額の見積額 _____ 円、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日の取得(改良)予定日を承認いたします。

(注) 1 事業用固定資産を取得(改良)しなかった場合、又は事業用固定資産の実際の取得(改良)価額が上記の取得(改良)価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。
2 事業用固定資産の実際の取得(改良)価額が上記の取得(改良)価額の見積額より多い場合には、その固定資産を取得(改良)した日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。

改正後	改正前
<p data-bbox="85 170 757 197">個④048 転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書（裏面）</p> <p data-bbox="653 388 935 415" style="text-align: center;">書 き か た</p> <p data-bbox="167 484 1264 604">1 この申請書は、租税特別措置法第28条の3第2項に規定する転廃業助成金の交付を受けた者が、当該転廃業助成金について同条第3項の規定の適用を受けるために事業用固定資産の見積額等につき承認申請を行う場合に提出するものです。</p> <p data-bbox="167 627 886 654">2 「転廃業助成金に関する事項」欄は、それぞれ次のように書いてください。</p> <p data-bbox="203 674 990 701">なお、租税特別措置法第28条の3第1項に規定する減価補填金は書かないでください。</p> <p data-bbox="186 724 1264 794">(1) 「助成金の名称」欄には、租税特別措置法施行令第18条の6第2項及び第4項の規定に基づき財務大臣が指定した転廃業助成金の名称を書きます。</p> <p data-bbox="186 817 1232 844">(2) 「大臣告示年月日、番号」欄には、転廃業助成金について財務大臣が告示した年月日及び告示番号を書きます。</p> <p data-bbox="186 867 1050 894">(3) 「助成金の交付年月日」欄には、転廃業助成金の交付決定通知を受けた年月日を書きます。</p> <p data-bbox="167 917 1111 944">3 「取得（改良）予定事業用固定資産に関する事項」欄は、概算によって書いて差し支えありません。</p> <p data-bbox="186 964 996 991">(1) 「取得資産の種類」は、<u>土地、借地権、建物、建築物、車両、船舶などと書きます。</u></p> <p data-bbox="186 1010 996 1037">(2) 「用途」は、<u>店舗用、事務所用、工場用、貸家用、農業用、漁業用などと書きます。</u></p>	<p data-bbox="1374 170 2184 197">個④048 転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書（兼）承認書（裏面）</p> <p data-bbox="1868 388 2123 415" style="text-align: center;">書 き か た</p> <p data-bbox="1484 457 2562 542">1 この申請書は、租税特別措置法第28条の3第2項に規定する転廃業助成金の交付を受けた者が、当該転廃業助成金について同条第3項の規定の適用を受けるために事業用固定資産の見積額等につき承認申請を行う場合に提出するものです。</p> <p data-bbox="1484 550 2272 577">2 「転廃業助成金に関する事項」欄は、それぞれ次のように書いてください。</p> <p data-bbox="1520 581 2417 608">なお、租税特別措置法第28条の3第1項に規定する減価補てん金は書かないでください。</p> <p data-bbox="1498 612 2562 670">(1) 「助成金の名称」欄には、租税特別措置法施行令第18条の4第2項及び第4項の規定に基づき財務大臣が指定した転廃業助成金の名称を、例えば、<u>特別救済金、相互補償金などと書きます。</u></p> <p data-bbox="1498 674 2562 732">(2) 「大臣告示年月日、番号」欄には、転廃業助成金について財務大臣が告示した年月日及び告示番号を書きます。</p> <p data-bbox="1498 736 2453 763">(3) 「助成金の交付年月日」欄には、転廃業助成金の交付決定通知を受けた年月日を書きます。</p> <p data-bbox="1484 767 2518 794">3 「取得（改良）予定事業用固定資産に関する事項」欄は、概算によって書いて差し支えありません。</p>